

○サワコー事案の概要

サワコーは工事進行基準を採用し、見積もりを越える工事原価が発生した他の現場からの工事原価の付替え、及び、工事原価の前倒し計上により、完成工事総利益を水増し、虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 工事着工前の発生原価累計額が多額になっている大規模工事が存在したにもかかわらず、工事着工前の原価発生状況について十分な監査を行っていない。また、同工事について、工事進行状況を示した工程表による検証を行っておらず、期末後、相当の期間が経過した後にはじめて現場視察を行っている。
- ② さらに、一部のマンション工事で工程表による検証及び現地視察により、多額の原価付け替えを発見した際、他の主要な工事についても同様の監査手続を行うべきところ、必要な手続を怠ったと認められる。